

橿原市クーリングシェルター募集要項

1 趣旨

熱中症による人の健康に係る被害の発生防止等を目的とし、気候変動適応法(※1)が改正され、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）(※2)を市町村長が指定できることとなりました。

これにより、橿原市では今年度より市内の市施設、市内公共施設及び協力民間施設をクーリングシェルターとして指定し、市民の熱中症による健康被害の防止に取り組みます。より多くの市民が避難できることを目指し、御協力いただける施設を募集します。

(※1)気候変動適応法…地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

(※2)指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）…冷房設備を有し、熱中症特別警戒情報発表時に不特定多数の者へ開放し、暑さをしのぐ施設

2 クーリングシェルターの指定条件

- (1) クーリングシェルター開放部分の冷房設備の適切な管理ができること
- (2) 市内に所在する施設で、熱中症特別警戒情報が奈良県に発表された場合に、一定の空間を速やかに開放できること。但し、熱中症警戒情報発令時や平常時の開放は、各施設の判断に委ねる。
- (3) 環境省の「熱中症予防情報サイト」において積極的に情報を把握すること
- (4) 暑熱を避けるために避難する市民（以下「避難者」という。）が椅子またはソファ等で休息が出来ること（椅子・ソファ等は既設品の利用可能）
- (5) 避難者が持参する熱中症予防のための飲料摂取が可能であること

3 クーリングシェルター指定の確認事項

- (1) 申込書を提出した時点で、市からのクーリングシェルターの指定に同意したものとします。
- (2) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない、または指定を取り消す場合があります。
- (3) クーリングシェルターの開放に当たり、電気使用料等の経費は各施設の負担となります。
- (4) 避難者が施設に損害を与えた場合、市は賠償責任を負いません。

4 クーリングシェルター運用期間

熱中症特別警戒情報運用期間（※3）とし、奈良県に熱中症特別警戒情報が発表された時とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

（※3）熱中症特別警戒情報運用期間…全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、環境省が定める熱中症特別警戒情報が発表される期間（毎年4月下旬～10月下旬）

5 応募方法

市ホームページに別紙「クーリングシェルター募集」を掲載

「橿原市クーリングシェルター指定申込書」に必要事項を記載し、橿原市健康増進課に提出（持参、郵送、電子メールの何れも可）

6 申込書提出後の流れ

- ① 橿原市健康増進課にて受領
- ② 応募内容の審査及び施設を現地で確認のうえ、承認後に協定を締結し、クーリングシェルターとして指定
- ③ クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ）

問い合わせ

〒634-0065 橿原市畝傍町 9-1

橿原市役所 健康スポーツ部 健康増進課

TEL 0744-22-8331（直通）

FAX 0744-24-9124

E-mail:kenko@city.kashihara.nara.jp